

文化遺産信託研究会へのお誘い

これまでわが国では、文化遺産（以下、自然環境と歴史的遺産を含めてこのように総称します）の保存継承につきまして、主として国などの公的事業としてとらえられてきておりました。しかし、本来文化遺産が、地域社会に根差すものであることから、その保存継承のあり方は民間あるいは市民主体の取り組みが求められてきています。事実、これまでの日本の実情を振り返りますと、後世に継承されるべき文化遺産が失われてしまった事例が少なくありません。そのような状況に対して総合的な力をもって立ち向かうことの重要性を強く感じる中、このたび文化遺産信託研究会を2020年8月に立ち上げました。

ここでいう「文化遺産信託」とは、英国ナショナルトラスト運動にみられる民間による文化遺産保全活動をいうものです。そこでは徹底した民間のボランティアな働きに支えられ、貴重な文化遺産を自らの地域、故郷の誇りとして守り続ける思いを共有すべく名づけられたものです。

文化遺産信託研究会では、個々の文化遺産の保存継承について、文化遺産をめぐる現状分析、文化遺産信託の理論構成・制度的課題、基金開発、保存技術確立と普及、文化遺産信託の啓発と教育などを活動して参ります。これにつながる各種領域の研究者・実務家、あるいは広く関心をお持ちの方々の研鑽・情熱を結集し、情報交換、課題整理、問題解決、社会への提言など、活発な活動が展開できますことを願っております。

皆様へのお誘いの言葉といたします。

アルフリストンの牧師館（英国ナショナル・トラストが1896年に第1号購入プロパティとして所有）

* 募集要項 *

ご入会の場合 年会費は次のとおりです。

正会員：3000円 賛助会員：1口10000円 学生会員：会費免除

なお学生会員とは大学生、修士課程及び博士課程在籍者、専修学校の専門課程の学生

ご入会お申込みは添付の振替用紙に必要事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行でお振込みください。あるいは、ゆうちょ銀行の振込用紙に「文化遺産信託研究会会費」と明記し、メールアドレスをご記入のうえ、下記の口座にお振込みください。

振込先 ゆうちょ銀行振替口座 00950-5-36168 名義 認定NPO法人アメニティ2000協会

ネット振込は ゆうちょ銀行 (店番) 099 (店名) ○九九 (ゼロキュウキュウ) 当座 0036168

* 会員向けセミナー *

日時：2020年12月5日（土）14時 場所：草志舎（西宮市北昭和町3-20）

アクセスについては裏面をごらんください。

テーマ：旧室谷邸部材の再生の事例～ヴォーリス六甲山荘内の休憩所建設計画

講師：飯畑正一郎（アメニティ2000協会理事）

津枝勝見（建築士、ひょうごヘリテージ機構H²O代表世話人）

参加費：1500円（茶菓つき）要予約

* 文化遺産信託とは（規約第1条より） *

本規約において、文化遺産とは貴重な自然と歴史的な建築その他の構造物等の資産あるいはそれらの自然や構造物等が複合する環境の総体をいい、文化遺産信託とは民間の力によって文化遺産を健全な状態に維持・管理する行為を自主又は信託方式等で行なうことをいう。

連絡先 アメニティ2000協会内文化遺産信託研究会

〒662-0833 西宮市北昭和町3-20

TEL・FAX 0798-65-4303 携帯080-3138-4164

Emai lsoshisha@f6.dion.ne.jp

URL <http://amenity2000.la.coocan.jp/>

* 設立趣意書 *

アメニティ2000協会は、西暦2000年にナショナル・トラスト運動（以下「この運動」と言う）によって貴重な自然ならびに歴史的資産を保持することで環境を重視したやさしい文化の創造を目指すNPO法人として設立し、現在に至っています。その間、試行錯誤を重ねながらも、この運動によってヴォーリズ六甲山荘という歴史的資産を保存することができました。しかしながら、身近において発生しました崩壊の事態に対応できないことに 多数直面する体験もしてきました。日本の環境は、悪化の途を歩んできているという危機感が増幅してきていることを覚えます。

この運動は、英国で1895年に誕生したもので、120年以上の歴史があり国民の中に根付いた活動にまでに成長し、さらに世界各国に広まってきている民間による代表的な環境保護運動です。日本においては、戦後になって地域ごとに、この運動を範とした活動が生まれてきています。その規模は相対的に弱小で限定的な活動にとどまっており、環境保護に対して広範な影響力を及ぼす存在にまでなれていないのが現状であります。

この問題意識から、この運動がより潜在性の高いものとなるためには、領域の壁のない、広範囲な分野を横断的に取り組む推進力があるという認識にいたりました。そのために、いまだ未開拓ともいえるこの運動の理論構築から新しい運動形態を創造していくための 総合的な研究会を立ち上げることにしたものです。名称は、この運動をより理解しやすくする視点から、日本語表記で文化遺産信託研究会（以下「この研究会」と言う）としました。文化遺産信託とは、民間の力によって貴重な自然ならびに歴史的資産を健全な状態に維持・管理する行為を自主又は信託方式等で行なうことをいいます。

この研究会は、この運動に関わる各種領域（現状分析・理論構成・法律上の問題・非営利法人の受託能力・基金の開発・保存技術の確立・啓発と教育等）の研究を行います。そして、その成果をもって先見的で建設的な提言をしていくことで、この運動が日本において定着・発展していくことを目的とするものです。そのために、あらゆる分野の研究者・実務家・学生・賛同者が共同研究・相互交流することで研鑽を積むことで、この運動が対向力のある存在となることを願い、設立趣旨とします。

2019年10月

認定特定非営利活動法人 アメニティ2000協会

* 事業目的(規約第3条より) *

本会は、文化遺産信託の普及を図るため、これに資する知識、技能その他各種領域の研究を行い、あるいはそれらの研究を支援し、また、それらの研究者及び実際の活動に携わる人々あるいは実際の活動に有用な知識、技能を有する人々の相互の協力の促進を図ることを目的とする。

セミナー会場・草志舎へのアクセス



阪急電車神戸線西宮北口駅下車
北出口から徒歩3～4分